シンポジウム・セミナー・講演会講師等謝金助成実施要項

(目的)

第1 本学の国際交流を推進するため、本学の教職員が主催するシンポジウム・セミナー・講演 会(以下「シンポジウム等」という。)の事業実施に対し助成金を交付して支援する。

(助成の対象及び内容)

第2 助成の対象となるものは、シンポジウム等の事業実施に必要な経費のうち、講演謝金、通 訳謝金の全額又は一部とする。助成額は原則として1件あたり6万円を上限とする。

(助成の条件)

第3 助成の条件は、シンポジウム等の事業の企画内容が本学の基本理念・基本目標に合致し、 国際交流に貢献するものであることとする。

(応募手続き)

- 第4 助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる事業実施時期に応じ、当該各号に定める期 間内に「シンポジウム・セミナー・講演会講師等謝金助成申請書」及び「講師等略歴書」を国 際課に提出する。
 - (1) 第1期(4月~6月開催分)

前年12月1日~2月末日

(2) 第2期(7月~9月開催分)

3月1日~5月末日

(3) 第 3 期 (10月~12月開催分) 6月 1日~8月末日 (4) 第 4 期 (翌年 1月~3月開催分) 9月 1日~11月末日

(審査及び決定)

- 第5 助成の審査は、国際戦略推進本部で厳正に行う。
- 2 助成の採否及び助成金の額は、各期の応募件数、予算の状況、申請者の過去の採択状況等を 勘案し、決定する。ただし、申請者1人あたりの採択件数は、各期1件までとする。
- 3 助成金の予算は、当該年度の予算額を各期に案分して管理し、各期で残額が生じた場合は、 年度内に限り次の期に繰り越して審査することができる。

(結果の通知)

- 第6 審査の結果は、第4の応募期間に応じ、次の各号に掲げる時期までに申請者に通知する。
 - (1) 第1期 3月下旬頃
 - (2) 第2期 6月下旬頃
 - (3) 第3期 9月下旬頃
 - (4) 第4期 12月下旬頃

(報告書の提出)

第7 助成が決定した申請者は、助成対象の事業終了後速やかに「事業実施報告書」を国際課に 提出するものとする。申請通り実施されなかった場合又は報告書の提出がなかった場合は、助 成金を交付しない。

(助成金の交付)

第8 第7により報告書の提出を受けた後、決定した助成金の額を上限として、支出した実費額 を助成金として交付する。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は国際戦略推進本部の議を経て学長が定める。

附則

この要項は、平成17年9月28日から施行する。

附則

この要項は、平成17年12月19日から施行する。

附則

この要項は、平成18年9月27日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年9月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成27年2月25日から施行する。

附則

この要項は、令和3年12月23日から施行する。